

## 第1章 総則

### 第1条 (基本合意)

株式会社 Kawabata Language International 本部 代表取締役 川畑秀雄

住所 〒231-0063 神奈川県横浜市中区花咲町1-12-1 プラザ桜木町501

加盟店に対して、商標その他の営業の象徴となるものを使用し、本部の語学オンラインスクール及びコミュニティイベントを行う商品名シェイクハンズランゲージスクール経営ノウハウを用いて営業活動を行う権利（以下、「フランチャイズ権」という。）を付与する。加盟店は、本部に対して、一定の対価を支払う。

### 第2条 (契約の期間)

1 本契約の期間は本日から2年間。

2 本部および加盟店は、本契約の期間満了の2ヶ月前から、本契約の継続について協議を行う。契約継続について合意が得られた場合には、本契約と同一条件をもってこれを延長することができる。以後も同様とする。

3 利益報酬は本部が定めたプランを実行した報酬シェイクハンズランゲージスクール受講生1ID代表者会員の月謝11,000円その中から本部から5,000円を末締め翌月25日にID代表者数をBOSシステム計算による正しい成果を報酬として加盟店に支払う。

## 第2章 フランチャイズ権の内容

### 第1節 商標等の使用

#### 第3条 (商標等の使用)

##### 第1節

1 本部は、加盟店に対して、本部が有する商標シェイクハンズランゲージスクールFC校その他の営業の象徴となるもの（以下、「本件商標等」という。）を、無償で使用する権利を許諾する。

2 加盟店は、次の定めを遵守して、本件商標等を使用しなければならない。

- ① 本件商標等を、本契約に基づき実施される事業にのみ使用し、それ以外の事業のために使用しないこと
- ② 本件商標等の全部若しくは一部を改変し、または本件商標等の信用を損なう形で使用しないこと
- ③ 本件商標等と同一もしくは類似する商標、商号その他の営業の象徴となるものを、いかなる国家・地域において自己のものとして登記または登録しないこと

④ その他本部の指示にしたがって本件商標等を使用し、かつ本部が別途作成・交付する商標等使用規定に従うこと

## 第2節 経営ノウハウの使用および店舗の営業

### 第4条 (店舗の名称および所在地)

1 加盟店が本契約に基づいて経営する店舗（以下「本件店舗」という）の店舗名および営業地等は、下記の通りとする。

### 第5条

1 店舗名：WEBによる登録申し込みホームに記載

2 所在地：WEBによる登録申し込みホームに記載

3 加盟店は、本件店舗について本部の事前の書面による承諾なく、所在地の移転、してはならない。

4 (テリトリー)

5 本部は、加盟店に対して契約期間中、決められた3キロ～15キロのテリトリーエリアのみの基本営業許可認める。

6 テリトリーエリア以外で、加盟店前の元々の会員組織団体企業や知人関係にある組織関係者、全国展開をしている支店のお客様、会報誌を受け取っている会員様がある組織に限り、テリトリーエリア以外でも新規生徒募集は可能

7 本部は加盟店に対して、決められたエリア3キロ～15キロ内のFC営業活動及び、事業活動の日々の営業努力の成績を満たしてないと判断した場合は、同じエリアに新規FCのエリア営業許可を出すこともある。

### 第6条 (営業専念の義務)

加盟店は、本契約期間中、事業の実績を上げるために最善の努力をしなければならず、本部の信用およびイメージを害し、不利益となる行為をしてはならない。

### 第7条 (店舗イメージの統一)

1 加盟店は、本部の有する統一的なFC校イメージを維持するために本部の定めた規格に従うものとする。

### 第8条 (商品の提供等)

1 加盟店は、本件で取り扱う商品（シェイクハンズランゲージスクール）

(以下、「本件商品等」)を、本部または本部の指示するものから購入しなければならない。

2 本件商品等については、別途取引基本契約を締結するものとする。

3 加盟店は、本件商品の品目、本件店舗での販売価格、販売個数について、本部の指示を尊重するものとする。

#### 第9条 (従業員の雇用および管理)

- 1 加盟店は、本部の承諾を得ずに、従業員を雇用することができる。ただし、本部または他の加盟店の従業員を雇用する場合は、この限りでない。
- 2 加盟店は、雇用した従業員について、本部の指定する研修を受講させなければならない。本件店舗の店長、責任者その他の重要な職務を選任した場合も同様とする。
- 3 加盟店の従業員は、本部の信用およびイメージを害し、不利益となる行為をしてはならない。

#### 第10条 (開店前の経営指導研修)

- 1 加盟店は、本件店舗の営業開始前に、本部の実施する経営指導全体研修を zoom で受けなければならない。
- 2 前項の研修に使用するマニュアル類の費用および研修指導料は加盟金の中に含まれるものとする。ただし特別指導研修における受講者の交通費、宿泊費、食費および費は、別途加盟店の負担とする。

#### 第11条 (開店時の経営指導)

- 1 本部は、加盟店の zoom による指導を行う。
- 2 前項の zoom による指導料は、加盟金の中に含まれるものとする。

#### 第12条 (開店後の経営指導)

- 1 本部は、本契約期間中、月1回につき指導員を加盟店全体会議で zoom 経営指導をする。(経営相談、技術指導、情報提供、店舗運営のチェックのことをいう。以下、同じ。)を行うものとする。経営指導の日程は、別途本部の定めに従う。
- 2 前項の経営指導の指導料はロイヤルティの中に含まれるものとする。個別店舗の指導希望者は指導員の交通費および宿泊費は、別途加盟店の負担とする。
- 3 第1項のほか、本部は、加盟店からの要請がある場合または経営指導の必要があると判断した場合には、いつでも経営指導を行うことができる。この場合において、加盟店は、指導料として1日当たり5万円、ならびに指導員の交通費および宿泊費を負担する。
- 4 加盟店は、第1項および第3項の経営指導を受け入れるに当たって、本部の派遣した担当者の店舗への立ち入り、必要な資料の提供、帳簿類の閲覧を拒否してはならない。
- 5 加盟店は、本部が指定する会議、研修会に出席し、これを受講しなければならない。これに要する宿泊費、交通費および食費は加盟店の負担とする。

## 第3章 フランチャイズ権の対価等

### 第12条 (加盟金)

1 加盟店は、本部に対して、本契約の締結と同時に加盟金として3,850,000(350万円+消費税10%)を支払うものとする。この加盟金は、いかなる場合でも返還されない。

2 前項の加盟金は、本件店舗における以下の事項の対価であるものとする。

- ① 契約時に開示するノウハウ
- ② 本件商標等の使用権の設定
- ④ 店舗開店に必要な調達企画 (zoom 事業説明会・zoom 研修)
- ⑤ 店舗開店の宣伝の企画と手配 (ランディングページ、チラシ1000枚)

### 第13条 (ロイヤルティ)

1 ロイヤルティは月額金11,000円とする。

2 前項のロイヤルティは、以下の事項の対価であるものとする。

- ① フランチャイズ権の継続的使用料
  - ② 本部からの継続的 zoom 全体研修指導料
- 3 ロイヤルティは、毎月7日締切り、本部の指定するクレジットカード引き落としとする。

### 第14条 (販売促進費の負担)

販売促進費の分担は次の通りとする。

- ① 本件店舗の開店に伴う販売促進費加盟店の負担とする。
- ② 加盟店が独自に企画し、実施する宣伝活動の販売促進費加盟店の負担とする

## 第4章 その他一般事項

### 第1節 通則

#### 第15条 (通知義務)

本部または加盟店は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、またはそのおそれのあるときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

- ① 法人の名称または商号の変更
- ② 振込先指定口座の変更
- ③ 代表者の変更
- ④ 本店、主たる事務所の所在地または住所の変更

#### 第16条 (秘密保持義務)

- 1 本部および加盟店は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、本契約により知り得た相手方の営業上の秘密を第三者に漏洩してはならない。
- 2 加盟店は、前項の秘密保持義務を、加盟店の従業員に対しても負わせるものとする。
- 3 前各項の規定は、本契約終了後も効力を有する。

#### 第17条 (競業避止義務)

- 1 加盟店は、フランチャイズ権に基づき行う事業と同種もしくは類似の事業をおこない、または本部と競業関係にある事業を営んでいる第三者とフランチャイズ契約、業務提携契約等の契約を結んではならない。
- 2 前項の規定は、本契約終了後3年間効力を有する。

#### 第18条 (譲渡禁止)

加盟店は、本契約上の地位もしくはフランチャイズ権その他本契約から生じる権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、貸与し（これに類するものを含む）し、または担保の設定をすることはできないものとする。

### 第2節 契約の終了

#### 第19条 (解約の申入れ)

- 1 本部または加盟店は、正当な事由がある場合に限り、1ヶ月前に書面で相手方に通知することにより、いつでも本契約を解約することができる。
- 2 加盟店が前項の解約の申し入れを行う場合は、解約金として、ロイヤルティの2ヶ月分相当額を本部に支払うものとする。

#### 第20条 (契約解除および期限の利益の喪失)

- 1 本部または加盟店は、次にかかげる事由の1つに該当する事由が生じたときは、なんらの催告を要することなく本契約の全部または一部を解除することができる。
  - ① 支払い停止または支払い不能の状態に陥ったとき
  - ② 手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - ③ 差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申立があったとき
  - ④ 破産、会社整理、会社更生、民事再生の手続開始の申立を自ら行ったとき、又は申し立てられたとき
  - ⑤ 解散、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
  - ⑥ 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の手続を開始したとき（甲及び乙が当事者である場合を除く）

- ⑦ 営業の取消し、または停止処分を受けたとき
  - ⑧ 相手方へ詐術その他の背信行為があったとき
  - ⑨ その他本契約に定める条項に違反し、かつ相手方からの書面による催告を受領した後1週間以内に是正されないとき
- 2 加盟店は、前項にかかげる事由の1つに該当する事由が生じたときは、本契約から生じるすべての債務について期限の利益を喪失し、直ちにその債務を履行しなければならない。

#### 第21条 (契約終了後の処理)

本契約が終了したときは、加盟店は次に掲げる事項を履行するものとする。

- ① 本契約に基づき開始した店舗の営業を直ちに中止すること
- ② 本契約終了後、本件商標等を使用するなど、第三者から本部または本部の直営店もしくは加盟店と誤認する行為を行わないこと
- ③ 本部から交付されたマニュアル・資料（その複製物を含む）を、本部に対して、直ちに返還し、または本部立ち会いのもとで破棄すること

### 第3節 付則

#### 第22条 (当事者の地位)

- 1 本部と加盟店とは、共に独立した事業者であり、加盟店は、本部の代理人また使用人ではなく、本部のために商行為その他を行う何らかの権限や地位をもつ者ではないことを確認する。
- 2 本部は、加盟店の店舗開店前または店舗開店後に加盟店に提示する収益予測等の予想数値に基づく売上高または利益について保証するものではない。
- 3 本部と加盟店は、相互の事業展開が両者の信頼と協力に負っていることを認め、本契約を誠実に履行するものとする。

#### 第23条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、横浜地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

#### 第24条 (協議)

本契約に関して、疑義が生じた場合または定めのない事由が生じた場合には、両当事者は、信義誠実の原則に従い協議を本部が指定した場所で行う。

本契約書の申し込みの承認サインチェックをした時点で契約を完結します。

シェイクハンズランゲージスクール運営本部  
株式会社カワバタランゲージインターナショナル  
〒231-0063  
神奈川県横浜市中区花咲町1-12-1 プラザ桜木町501  
連絡先 kawabata@drs-farma.jp

代表取締役

川畑秀雄 印

シェイクハンズランゲージスクール校契約フランチャイズ加盟店企業名  
会社名  
住所  
電話番号またはメールアドレス

代表取締役

印